



韓国多文化家庭に関する考察：子女教育と二重言語駆使について

その他のタイトル	A Study of Korean Multicultural Families : Focusing on Children's Education and Bilingualism
著者	高明均
雑誌名	関西大学人権問題研究室紀要
巻	78
ページ	15-34
発行年	2019-10-31
URL	http://hdl.handle.net/10112/00017949

韓国多文化家庭に関する考察

— 子女教育と二重言語駆使について —

高明均

1. はじめに

本稿は、韓国における多文化¹⁾家庭 (Multicultural Family) の子女教育と二重言語²⁾駆使について既存の研究を検討・分析しつつ、より良い支援方案を模索することが目的である。

本稿に関連する先行研究では、ホンジョンミョン他 (2012) は、最近韓国社会は、1990年を基点に様々な外国人が流入し、社会の形態が多文化社会に変化している。流入経路は多様であるが、最も多くの部分を占めるのは、女性の結婚移民者たちだ。結婚移民を通じた多文化社会の構成員が徐々に多くなり、多文化家族の子供たちも着実に増えてきた。これにより、最近になって、多文化家庭の言語コミュニケーションと子供の情緒的な発達を支援するために、結婚移民者である母親の国の言葉を学び、身につける二重言語教育が注目を集めていると説明している。

一方、ジャンギョンファ (2018) は、中国延辺地域は歴史的、社会的、文化的な原因によって、複数の言語の使用が普遍化された。90年代、中国・韓国の国交正常化以降、朝鮮語が延辺地域、複数の言語を使用することによって一定の変化をもたらした。朝鮮語—中国語と朝鮮語—韓国語など多言語の接触到起因する言語借用、混合、および対応などの現象は、多文化時代の延辺地域の言語の使用変化と発展の多様性をよく示していると主張している。

矢作 (2016) では、韓国における多文化支援の多くが移住労働者と結婚

移民者を対象としたものであるが、移住労働者は期限付き滞在者である一方、結婚移民者は国内に永住する住民であるため、少子高齢化の韓国社会を支える人材としての観点から、結婚移民者やその子女に対する施策が手厚くなる傾向が強まるのではないと思われる。また、韓国における支援の特徴として、①キリスト教系の宗教団体や市民団体が1990年代から支援団体を結成し様々な活動を通じ、移住労働者政策に大きな役割を果たしてきたこと、②支援活動は移住労働者の視点で多様かつ豊富に実施され、企業支援も受けていること、③雇用許可制導入で政府の多文化事業の推進により、支援団体の活動が以前と比べ移住労働者よりも結婚移住者に対する支援に移行していると強調している。

一般的に、自国内の外国人を受け入れる方法は大きく1) 差別排除型、2) 同化型、3) 多文化型があるが、韓国はほとんどの先進国で行われる多文化型に属すると言える。つまり、外国人の立場を十分に考慮して、彼らの文化とアイデンティティを尊重しつつ、韓国人とともに生きていく社会を築いている。

韓国における多文化家庭の歴史的な流れは、大きく4つに区分される。第1期は1945年から朝鮮戦争が終わった1953年までで、アメリカ軍の軍人と韓国人女性の結婚による多文化家庭が誕生した時期である。第2期はアジアゲームとオリンピックが開催された1980年代から1990年代前半までで、この時期は外国人労働者と韓国人女性の結婚による多文化家庭が増加した。第3期は1990年代半ばまで、韓国の農村・工業団地の韓国人男性とアジア系の女性が結婚し家庭を築くことになった。第4期は、最近の現象で、留学生、ビジネスマン、スポーツ選手、韓流ブームなどによる様々な多文化家庭が増え続けている。それに伴い子供が生まれ、韓国社会の新しいメンバーとして生活している。米国の多文化家庭で生まれた子供を Amerasian³⁾ と言うように、韓国にも Korsian (Korean + Asian) という新造語が新たに登場している。

2004年から韓国政府は、外国人の流入を円滑にするための雇用許可制⁴⁾

導入に伴い、一定レベルの朝鮮語能力を備えた労働者を合法的に受け入れている。それによって韓国内で仕事をしようとする外国人は、入国前に朝鮮語を勉強するなど、現地で朝鮮語と韓国関連諸活動が活発に行われる傾向を見せている。さらに2008年には多文化家族支援法⁵⁾を制定して、外国人の円滑な入国、そして入国した彼らのサポートに、多様な方法で積極的に対応・支援している。

2017年、韓国法務部の発表によると、韓国内居住している外国人は218万人で、外国人登録と居所申告者である長期滞在者が158万人、短期滞在者が60万人、その中で不法滞在者が約25万人に達している。このような傾向に進めば、2050年には全人口の5%を上回るものと予想されている。これに伴う全国の多文化家庭は96万世帯に達し、その構成員を見ると、結婚移民者と帰化者32万人、韓国人配偶者が30万人、子供が22万人（国内出生21万人）、その他同居人12万人（外国人4万5千人、韓国人7万5千人）である。外国人の住居地域を調べてみるとソウルと京畿道を含む人口密集地域である首都圏に約44万世帯が住んでおり、その他の全国各地で生活している。（統計庁2018.11.参照）

韓国内多文化家庭のパターンとしては、前でも述べたように外国人労働者、国際結婚者、脱北者など、多様な様相を現している。労働者の場合、専門技術や経営、語学教育やスポーツに従事する者は比較的裕福な生活をしているが、単純労働に携わる外国人労働者は主に3K（危険、汚い、きつい）⁶⁾の業種に従事しつつ、皮膚の色による社会的差別、不法滞在による不安感、低賃金などにさいなまれているのが現状である。国際結婚した外国人の場合も、先進国出身の外国人に比べ、開発途上国や後進国から来た外国人の場合、環境が良いとは決していけない都心の片隅や農村に住み、苦しい生活をしている人々が少なくないという。脱北者については、政府の保護を受け韓国社会に溶け込むための団体生活・教育を受けた後、職業を斡旋されたり、定着に必要な資金を援助してもらうこともあるが、最近はその数が増加するにしたがって、韓国政府としても色々な悩みを抱えている。

多文化家庭による労働力の増加は、人材不足の空白を埋め、国内の潜在成長率を引き上げ、国際化するなど、肯定的な面もあるが、一方で否定的な面も考慮しなければならない。最近、浮上している多文化家庭の問題は、言語能力不足で意思疎通がうまくできない、家族間の衝突、経済的貧困、家庭教育・学校教育の放置など悪循環が続いている。具体的には、国際結婚の場合、短い結婚期間が問題になる。特に結婚後2～3年以内に離婚するケースが多い。また、韓国内で4人家族基準として月最低生活費（約17万円）が必要だが足りていない。さらに、子女教育問題における子女の学校教育への不適応、母が外国人の場合は家庭教育も難しい、社会的には各種暴力を含め、犯罪などが年々増えている。

1950年、朝鮮戦争以降、ほぼ廃墟となった韓国は、過去70年間で著しい成長をしてきていた。その原動力は、何よりも教育に対する情熱と外国との交易、すなわち輸出主導成長を続けてきたのである。親の世代に学べなかった恨みを子供には絶対に承継したくないとの思いで、自分は飢えても、子供の教育を最優先した。また、狭い領土と資源の不足を克服するために、輸出政策を経済成長の第一として邁進してきたが、その過程で、外国との交易には、外国語教育、つまり二重言語、三重言語、多重言語教育が必須であることを認識した結果、社会や政府、教育機関で積極的に実践している。

このような点を勘案して、次の章では、韓国の多文化家庭で最も大事なことである子女教育とその家庭の二重言語の駆使について重点的に考察する。

2. 多文化家庭の子女教育

韓国で公教育とは小、中、高等学校を含む、一般的な学校教育を示している。大韓民国〈憲法〉は、「すべての国民は、能力に応じて均等に教育を受ける権利を有する。」と明示しており、1998年の「教育基本法」では、より具体的には、「すべての国民は、義務教育を受ける権利があり、義務教育は6年の初等教育と3年の中等教育である。3年の中等教育の義務教育は

国の財政条件を考慮して大統領令が定めるところにより、順次的に実施する。」と規定している。

上記の〈憲法〉と〈教育基本法〉に基づいて、すべての国民は、その保護する子女に、少なくとも初等教育（小学校）及び法律が定める教育を受けさせる義務を負い、ひいては義務教育を無償化することを明らかにしている。これにより、外国人の子供と多文化家庭の子どもも小学校、中学校など居住地に優先配分し、入学することができた。さらに「UN 児童の権利条約」⁷⁾に基づいて、不法滞在者の子供たちも中学校まで義務教育を受けられるようになっている。

韓国における多文化家庭の子女は、韓国人との国際結婚で生まれた子女、韓国に移住してきた外国人労働者の子女、「セットミン」⁸⁾家庭の子女など大きく分類される。1997年の国籍法改正以降、韓国人と移住者の夫婦間に生まれた多文化家庭の子女は、出生と同時に韓国国籍を取得できるようになったが、これが多文化家庭増加の契機となった。多文化家庭の父親の国籍はその大多数が韓国である。母親の国籍は、中国が全体の半分（このうち、多数は中国の朝鮮族）を占め、これに続いてベトナム、日本、フィリピン、モンゴルの順となっている。

1990年代に農村地域から始まった国際結婚ブームだが、2000年代に入ってこれらの多文化家庭の子女が小学校に入学し始めた頃から、意志疎通の困難、学習不適應、周りの生徒からのいじめ、上級学校への低い進学率などが社会問題として浮上してきた。〈表1〉に示すように、多文化家庭の子女全体の70%を占めるのは12歳未満の児童であることから、幼児教育および小学校での教育現場での支援及び改善が大事である。

(表 1. 学校級・出身別多文化家庭の学生数)

学校級/ 出身	全体		小学校		中学校		高等学校	
	学生数(名)	比率(%)	学生数(名)	比率(%)	学生数(名)	比率(%)	学生数(名)	比率(%)
国内出生	45,814	82.1	32,831	83.3	9,174	81.2	3,809	75.3
中途入国	4,922	8.8	3,065	7.8	1,144	10.1	713	14.1
外国人家庭	5,044	9.0	3,534	9.0	976	8.6	534	10.6
合計	55,780	100.0	39,430	100.0	11,294	100.0	5,056	100.0

* 国内出生と中途入国は、国際結婚家庭である
(2013. 教育部報道資料)

上記の表によると、国際結婚家庭の国内出生の生徒数が圧倒的に多く、中学生より小学生がはるかに多いことが分かる。また、中途入国の場合学校給別が上がるほど生徒数は減少するが、その割合は増加（小学校7.8% → 中学校10.1% → 高等学校14.1%）している。

2013年、韓国教育開発院の「教育統計年報」によると、国際結婚家庭の小学生の親の国籍を見ると、中国19.4%、フィリピン18.0%、日本17.5%、ベトナム15.1%、中国朝鮮族14.2%で、比較的均等な分布を示している。一方、外国人家庭出身の小学生の親の国籍は、中国25.8%、中国朝鮮族21.8%、フィリピン7.7%、日本7.2%、ベトナム6.4%で、中国及び朝鮮族が多くを占めている。今後、出身国のニーズに合わせた個別的支援や改善策を工夫しなければならないと思う。

先行研究によると、多文化家庭の子女は学校生活で苦しんでいる、その問題点は大きく三つに分けることができる。

第一に、全教科の学習不振（朝鮮語の遂行能力の不足が原因）

第二に、アイデンティティの混乱

第三に、周囲からのいじめ

上記の内容を具体的に調べてみると、多文化家庭では女性の結婚移住者の子供が大部分を占めているが、朝鮮語が下手な母の影響で子女も朝鮮語

の修得が遅く、学内外でのコミュニケーションに制約がある。これらの言語能力の不足は、学校のカリキュラムについていくことができず、全教科における学習不振に影響を及ぼすことになる。また、幼児期と思春期のアイデンティティにおいて、母親の国の文化的アイデンティティと韓国社会の文化的アイデンティティが異なる場合が、最も大きな混乱を経験することになる。アイデンティティが、希薄化されると教育水準、住居環境、消費生活もともに低下してしまう傾向がみられる。さらに、学校や周りからのいじめなどで情緒的不安や衝撃を経験している。ただ多文化家庭の子どもというだけでいじめを受けていることが多い。これらの理由から、いじめを経験する学生は学校をやめて、親や家族を恨んで、ついに極端な選択をすることもある。いじめをなくすための努力として韓国学生向けの「国際理解教育」、「多文化共生教育」などが絶対的に必要である。

次は、13歳以上の多文化家庭の子女の悩みを調べた結果である。

〈表 2. 13歳以上の多文化家庭の子女の悩み—複数回答〉

区分/ 国別	外見	身体、 精神 健康	家庭 環境	経済的 混乱	お小遣 い不足	勉強	職業	友だち	異性 交際
全体 (%)	19.8	11.2	7.4	16.1	18.4	44.7	30.5	19.9	7
中国	18.3	12.4	7.2	15.8	18.2	35.6	33.1	20.5	9.7
中国 (韓国系)	13.8	8.4	7.4	16.7	16.6	34.3	34.9	17.3	6.1
日本	21.7	15.3	8.3	17.5	18.8	66.1	26.9	22.3	5.3
ベトナム	31.4	11.5	8.6	17.2	30.4	60	25.9	24.2	7.2
米国	20.3	8.2	10.1	10.8	10.5	49.1	25.8	17.8	7.1

(2013.8. 女性家族部 参照)

上記の表によると、多文化家庭の子女の悩みは、勉強、職業、友だち、外見、お小遣い不足の順に悩んでいる。特に、先進国の子女、後進国出身の子女ともに共通の悩みは勉強であることが明確に現れている。このような結果が出たのは、朝鮮語の能力が不足していることによる影響が最も大

きい。また、将来の職業に対する不安感も悩みの対象となっている。学歴中心の韓国社会で学校の成績は、今後の仕事と直接関係があるからである。

一方、統計庁の資料（2013.7）によると、多文化家庭の子女の学業中断事由に1）友人や先生との関係23.8%、2）困難な家庭の事情18.6%、3）難しい学校の勉強9.7%を挙げている。つまり、学校をやめる最大の理由は、まわりの友人や先生との関係であることがわかる。

韓国内の私教育は、学校教育の補充学習を目的として、主に予備校を指している。勉強の内容は主に先行学習で、英語、数学、国語さらに芸術科目があり、科目当たり高額の私教育費が支出されている。2019年3月、教育部の発表によると、小中高1人当たり月平均私教育費は29万ウォン、私教育参加率72.8%、週参加時間6.2時間である。また、月平均世帯所得が高ければ高いほど、私教育費と参加率が高かった。キムソンジョン（2009）では、放課後の生活についての調査で、一般家庭の子女たちは、多文化家庭の子女たち（30.9%）よりもはるかに多くの数が塾に行くことと答えた（44.9%）。どんな塾に通っているかを調べてみると、一般家庭の子女たちは、ピアノ教室や英会話学院など様々な習い事に通っていると回答した学生が多かったが、多文化家庭の子女たちは、特技適性の能力に関連した習い事に通う学生数が少なかったのである。即ち一般家庭の子女に比べて、多文化家庭の子女たちが、さまざまな特技適性教育の機会を持たないことを意味する。これは経済的に脆弱な層の現実を見せることと分析される。

上記に述べたように、多文化家庭の子女たちは、私教育をきちんと受けることができないことが分かった。その理由は、第一に経済的な問題であり、第二に韓国社会の情報不足と理解不足だと考えられる。

ここでは、上記に述べた問題点を確かめつつ解決策を探ってみる。多文化家庭の子女の教育支援プログラムの一環として、自治団体、大学、企業の活動について調べてみる。

下記の内容は、韓国の南にある慶尚北道で運営している多文化家庭の子女の教育支援プログラムの一部である。

- 多文化教育研究学校の指定・運営（小中学校と併設幼稚園）
- 放課後学校プログラム（放課後学習、低迷教科の勉強、宿題、読書）
- 国際理解教育（親、地域住民、学生対象）
- 結婚移住女性に社会的役割を付与（英語の教師として活用）
- 一対一メンター（mentor）（地域大学生との1：1 mentoring）
- 多文化教育のための教授、学習教材やプログラムの開発
- サイバー学校（ホームページにバナー設置、教育や生活相談の担当）
- 朝鮮語教育（多文化家庭、地域住民が参加する朝鮮語教室の運営、外国の文化、食べ物、風習などを紹介）
- 家族キャンプ（移住女性の体験事例発表、韓国文化体験）
- 多文化教育担当教師の研修機会の拡大

上記のプログラムの主な内容は多文化家庭の子女教育と朝鮮語教育に重点を置いている。

ソウル所在の「多文化博物館 www.multiculturemuseum.com」の一般プログラムを見ると、世界の文化、伝統料理、伝統ダンス、伝統衣装などがある。そして週末を利用した体験プログラムでは、世界の言語、世界の人物、グローバルフェスティバルなど多彩な内容で実施している。

一方、大学レベルで多文化家庭の支援を調べてみると、「仁荷大学多文化融合研究所」は周辺の大学や仁川広域市、地域の多文化家族支援団体などの協力のもと、多文化家庭の子女の教育支援のためのメンタリング事業を共同推進している。このメンタリング事業は、朝鮮語能力不足と学校生活の不適応による学業中断など、学業の困難を経験している多文化学生に、学習支援を通じて学校生活に適応できるよう、支援と健全な成長のサポートをするための協力事業である。仁荷大学では、40人余りの大学生メンターを選抜して、多文化家庭の子供たちの学業及び情緒的安定などを助ける支援をする。大学生メンターは、多文化家庭の学生と一緒に学習、体験活動、文化キャンプなど様々な活動を通じて、メンタリング活動を進行する

ことになる。この事業は、結果に応じて全国的に拡大され、行われることと思われる。

さらに、企業レベルで多文化家庭の子女に助けを与えているプログラムがある。韓国の大手企業 LG が手がける「LG 愛の多文化学校」のプログラムは、多文化家庭の学生が朝鮮語を含む親の国の言語、その他の外国語（中国語、ロシア語、ベトナム語、…）など、学びたい言語を選択して、週に一度メンター（Mentor）の先生と個別にオンライン授業をしつつ、直接会って学習内容など学校生活の全般について話を交わす。このような活動は、言語的な知識はもちろん、韓国とその国の文化や習慣など、さまざまな内容を相互交流することになる。

韓国内の多文化家庭の子女教育は公教育と私教育に分けて考えられるが、朝鮮語能力不足による学業不振とアイデンティティの混乱、周囲からのいじめなど、様々な問題点を抱えている。これを解決するために、政府、地方自治団体、学校、企業、宗教団体などで、さまざまな方法で支援をしているが、まだ満足できるレベルではないと思われる。

3. 多文化家庭の二重言語駆使

最近、多文化家庭のため、二重言語スピーチ大会に関する新聞記事があった。

2018年12月9日、〈中略〉第3回ベトナムの二重言語スピーチ大会が開催された。「ベトナム語を学んだ後、私の夢」というテーマで、ベトナム語で3分、朝鮮語で2分を実施したが、受賞者には母国（ベトナム）訪問などの機会が与えられる。これは、サムスン電子 TP センターがアサン市、ベトナム出身の結婚移住者女性とその家族を支援する事業である。 (2019.1.3 ジュンド日報)

多文化家庭が現地に適応し、より良い生活を営むためには、自分たちが持っている潜在能力を十分に発揮することが非常に重要である。地元の人々よりも優れた能力を示すにはいろいろな方法があるが、最も優先するのは言語能力である。既に習得された母国語と、現地のターゲットランゲージの両者の言語を自由自在に駆使する人として活躍すれば、単純な仕事を含む、専門通訳・翻訳、観光ガイド、プロフェッショナルビジネス業務など、様々な仕事ができる。また、出身国との交流において架け橋の役割をしながら、場合によってはリードする立場に立つ。

世界的に多くの国で実施されている多言語教育は、英語は基本であり、第二外国語、第三外国語を学ぶことについて関心が高まっている。英語と中国語を学ぶことができる幼稚園は、韓国内でも相当数ある。グローバル時代にバイリンガル教育の割合が高まっており、これに対する立場や意見も多様である。

一方、言語学者チョムスキーの言語習得の理論によると、人間は、生まれながらにして、基本的に言語習得が可能な能力を持っている。つまり、人間の頭は、1つの文型を覚えるとこれを生かして数百、数万個の文章を生成させる能力がある。この言語習得の理論は、小児期、すなわち、6歳前にピークに達するので、それ以前に二重言語教育を開始することが良いと主張している。

韓国内の多文化家庭の子女を苦しめるのは言語能力（朝鮮語の修得力）である。特に、幼児期・児童期には母親の影響が非常に大きく、認知、感情的発達など他の領域の開発が言語発達に基づいて行われる。しかし、母親の朝鮮語使用の未熟、複数の言語の同時使用により、子供の言語発達が正常に行われない場合が多く見られている。有用な一つの言語を習得することにより、生活の中で実益を得るための主流言語中心の二重言語教育とは異なり、多文化家庭の子どもを対象とした二重言語教育は、父母、特に母親との絆と、これを基にした意思疎通のコミュニケーション能力の伸長が最大の目的である。最終的にはその社会に適応し、地元の人々と同じ様

に生活ができるほどの言語能力を備えるものでなければならない。

キムソンジョン（2009）は、多文化家庭の子供たちは、通常は母親の母国語を話すことができ、簡単な挨拶や単語の理解程度（35.8%）、母親の実家の家族と話をすることができる程度（22.6%）、少し深く言えるほど（13.8%）、少し聞き取ることができる程度（9.3%）と答えた。全く知らないと答えた学生は18.5%であり、ほとんどはバイリンガル使用者としての可能性を持っているとみられる。また、回答者のうち60.5%の回答者は、母親の国の言葉を学びたいと主張している。

ホンジョンミョン（2012）は、二重言語を話す際の言語発達の障害要因と促進要因を調査した結果、障害要因としては、朝鮮語だけを強要する朝鮮語を中心とした言語環境、取り出し教育の時間の不足、家族や社会の認識不足などが主な要因であった。促進要因としては、母国語の現実的な必要性和関心や家族の支持、また母親の意志などが重要な要因であることが明らかになったと言う。

〈表3〉は、多文化家庭における結婚移民者と帰化者の居住期間に応じた二重言語教育の必要性を調べたものである。

〈表3. 結婚移民者/帰化者などのサービス要求：言語発達支援、二重言語〉

居住期間	全然	別に	普通	若干	必要	合計
2年未満	13.1	11.5	14.9	22.9	37.6	100
2-5年	13.7	12.7	17	22	34.6	100
5-10年	22.9	18.1	17.4	18.2	23.4	100
10-15年	40.4	21	14.5	11.4	12.6	100
15年以上	48.9	20.5	12.4	9.2	8.9	100

(2016.8 女性家族部)

上記の表によると、入国後すぐに二重言語教育が実施されることがよいとされ、居住期間が2年～5年の場合は50%～60%が要求している。さらに、居住期間15年以上になっても二重言語教育が必要（8.9%）であること

を示している。

〈表 4. 配偶者や家族は私の母国語を使用するように励ましてくれる〉

区分・性別	まったく そうではない	そうではない	普通	そうである	とても そうである	合計
全体	24.9	11.8	28.4	12.5	22.4	100
女性	24.7	13	29.4	13	19.9	100
男性	25.8	7.1	24.6	10.1	32.4	100

(2013.7統計庁)

〈表 4〉は、結婚移住者と帰化者など約28万人を対象に調べた結果である。普段の家庭内の言語の使用について、家庭内での朝鮮語と出身の母国語の使用比率が半分くらいで、二重言語生活をしていることが確認できる。また、女性よりも男性の割合が高くなっている特徴がある。

〈表 3〉と〈表 4〉で示しているように多文化家族の二重言語駆使や生活を助けるために韓国では大学、政府、企業の3者が協力し、産学活動が活発に行われている。政府と企業は予算・広報活動を大学に提供し、大学はプログラムを実行する過程を通じて互いにウィンウィンとなる上昇効果を示している。例えば、韓国外国語大学の「韓国外大多文化教育院」は、政府の女性家族部、大企業LGの3つの機関が、多文化家族を支援するため共同プロジェクトを遂行している。二重言語の駆使を中心に主な事業内容をみると、結婚移住者の通訳・翻訳サービス、通訳・翻訳能力認定試験、⁹⁾言語英オプログラムなどがある。このプロジェクトは、多文化家庭の家族のメンバーたちが二重言語を話せる貴重な人材であることを認め、その能力を十分発揮できるように支援をしている。

さらに、政府の女性家族部は、全国の道、市、郡、区で「多文化家族支援センター」¹⁰⁾を運営し、多文化家庭の安定した定着と家族の暮らしをサポートするための総合サービスを提供している。

“韓国生活への適応に必要な基本的な情報と多文化に関する最新情報が13の言語で提供されます” (Danuri Portal provides basic information about Korean life and latest multicultural community news in 13 languages.) というスローガンにより、下記の言語で多様な情報を提供し、多くの多文化家族が利用している。

한국어 (Korean)	English (영어)
中文 (중국어)	Tiếng Việt (베트남어)
日本語 (일본어)	Filipino (타갈로그어)
ᄡᆞᆫ (크메르어)	O'zbek tili (우즈베크어)
ລາວ (라오스어)	Русский (러시아어)
ภาษาไทย (타이어)	Монголхэл (몽골어)
नेपाली (네팔어)	

このポータルサイトは、朝鮮語の教育情報とともに、外国語(バイリンガル)コーナーには、多文化家族の二重言語の人材データベースを構築している。このデータを活用し、国内外の企業や自治体から人材を採用している。

近年、韓国社会は、二重言語の駆使をはじめとし、三重言語、多重言語の駆使者を求めている。外国語を十分に駆使して、外国文化について十分に知っている人は、より良い仕事や幸せな未来が待っている。このような潜在能力を持つ人材は、多文化家庭の人々だと考えられる。

4. 今後の展望・提言・課題

韓国は多文化社会への第一歩を踏み出したと思う。韓国人の高齢化と少子化、産業の発達による労働者の流入など、外国人が韓国社会で占める割合はますます急増している。韓国政府と韓国人は、多文化のアイデンティ

ティを尊重しつつ、韓国人に対する国際理解教育や近隣諸国との密接な交流と情報交換を通じて、多文化家庭の安定した生活を持続的に支援していく必要がある。

2章、3章で述べたように多文化家庭の各家庭における子女教育と、二重言語の駆使が一番大事な課題である。韓国は昔から学歴中心の社会、学歴競争の社会だと言われている。最近、多文化家庭のための社会的、法的制度がある程度整備されたが、いまだに、公教育・私教育の教育現場では、学力不振、アイデンティティの混乱、いじめなどが存在し、これを解決することが急務の問題である。その解決策として、まずは多文化家庭の経済的活動を豊かにさせること、次は移住した母が韓国社会を十分に理解した上で自分の子女にきちんと伝えることである。

多くの多文化家庭の母と子女が二重言語でコミュニケーションをして、多文化家庭の子女の多くは、母親の母国語を学びたいことが事実である。従って、多文化家庭の子女たちに効果的な二重言語或いは英語を含む三重言語の教育の機会を提供しなければならない。二重言語を駆使する多文化家庭のメンバーを人材として養成することは、究極的に、韓国の国家競争力を向上させることになるだろう。

多文化家庭の安定したライフやより良い環境を作るため、政府、自治団体、宗教団体、駐韓大使館・領事館、教育機関等が情報を共有しつつ、連携しながら支援しなければならない。下記の〈表5〉は、筆者が提案する多文化家庭の支援のための「教育」、「サービス」、「文化イベント」のプログラムである。以下のようなプログラムを通し、政府の合理的な政策、企業の豊富な予算、大学の実践的なプログラム運営が3位一体となることでよい結果が出ると期待している。

〈表 5. 多文化家庭の支援のためのプログラム〉

教育	サービス	文化イベント
朝鮮語・二重言語教育 韓国文化とマナー 国際理解 社会適応 ー買い物 ー交通 ー情報検索	相談 ー法律 ー就職 ー金融 ー子女教育 医療支援 職業斡旋	韓国文化体験 (外国人対象) 多文化体験 (韓国人対象) 多文化家庭の相互交流

最近、外国人の流入過程において難民と留学生の問題が台頭している。韓国の南端の済州島に外国から多くの難民が殺到してきた。人道主義的な面を考え、居住を許可したほうが良いと賛成する内国人と、受け入れることによる税金の負荷の増大や就職難の深刻化を恐れている人々が二分化されて鋭く対立している。また、教育部の統計によると、韓国内の外国人留学生は約10万名だが、その内、中途退学をする留学生は50%にもものぼるといふ。そして、彼らのために医療保険システムにも多くの問題点を引き起こしていると報告があった。このように、自国内の外国人の増加は人材補強、国家競争力の向上などの肯定的な面もあるが、困難な問題も発生している。今後、肯定的な面はさらに発展させ、否定的な面・問題点を改善しつつ、多文化家庭の家族と共に作り上げていく韓国社会が、美しい多文化国家となることを期待する。

〈参考文献及び資料〉

권순익 외 (2010) 『다문화 사회 일본과 정체성 정치』 서울대학교 출판문화원
 김선정 (2009) 「다문화가정 자녀실태 및 다문화교육의 추진방향」 『외국어교육연구』 24호
 김윤정 (2010) 『다문화 교육과 공생의 실현—재일 한국인을 통해 본 다문화 시대의 교육—』(주) 일조각
 김은미 외 (2009) 『다문화 사회, 한국』(주) 나남
 윤인진 외 (2010) 『한국인 이주 노동자와 다문화 사회에 대한 인식』 한국학술정보

원 (주)

장경화 (2018) 「세계화시대 다중언어현상에 대한 연구—중국 연변지역 언어혼합현상에 관하여—」『중국조선어문』 5호

정하성 외 (2007) 『다문화 청소년 이해론』 양서원

홍중명 외 (2012) 『다문화 이중언어 교육을 위한 탐색적 연구—결혼이민자 모국어 사용 양상을 중심으로』『국제지역연구』 제16권 제3호, 2012.10.

荒牧重人編 (2017) 『外国人の子ども白書—権利・貧困・教育・文化・国籍と共生の視点から—』明石書店

河原俊昭・山本忠行編 (2004) 『多言語社会がやってきた』くろしお出版

小林春美・佐々木正人編 (2004) 『新・子どもたちの言語獲得』大修館書店

細川英雄・西山教行編 (2010) 『複言語、複文化主義とは何か』くろしお出版

矢作智弘 (2015) 「韓国における外国人住民支援システム—支援団体の事例を中心に—」『韓国文化研究』第5号

矢作智弘 (2016) 「韓国における移住労働者支援と課題」『韓国文化研究』第6号

다문화 박물관 (www.multiculturuseum.com)

다문화 가족지원 센터 (www.liveinkorea.kr/portal/main/intro.do)

韓國外國語大學校多文化教育院 (www.hufsmcs.org/)

注

- 1) 多文化 (Multicultural Society) とは、一つの国において、多様な言語、多様な民族、多様な文化が互いのアイデンティティを認め合い、互いに和合しながらコミュニティを形成して暮らしていく社会的秩序を指す。多文化は、21世紀のグローバル時代の課題である。21世紀に起こった交通・通信の劇的な発達に伴い、国家間を隔てる空間・時間の概念はそれ以前とはまったく異なるものになった。さらに、資本と労働市場が変化したことで人口の移動が起こり、巨大都市が誕生した。単一民族国家が減少し、多民族による多文化国家が台頭するようになったのは自然な流れである。たとえば、カナダ、米国などの先進国の大都市を中心に毎年急増している。
- 2) 韓国では、母国語とマジョリティの言語 (朝鮮語) を示す二重言語が一般的であり、また学問的にも使われているため、本稿では二重言語と言う。
- 3) アメリカ人とアジア人の両親をもつ人であり、とくにアメリカ軍の駐留や派兵を背景として生まれた人を含意することが多い。この用語は、ベトナム戦争後、アメリカ兵と現地女性の間生まれた子どもたちが直面した差別などの厳しい状況がアメリカで問題視されるなかで用いられてきた。ただし、アメラジアンは戦時だけでなく、平時における米軍の駐留によっても生まれている。その多くは、現役や退役

の米軍人・軍属などを父親にもつアメラジアンであると考えられる。(荒牧重人 編 (2017) 参照)

4) 2003年8月に「外国人労働者の雇用などに関する法律」が制定され、2004年8月から施行された雇用許可制は、韓国内の深刻な人材不足を経験している製造業や3D業種部門の事業者に対して、海外の労働力を供給しようとする趣旨で導入された制度である。外国人労働者を雇用しようとする300人未満の中小企業で韓国人労働者を雇用することができないことを立証し、必要職種と目的を提示する場合、政府は、その妥当性を検討して許可するかどうかを決定する。韓国政府と労働者の導入覚書を締結した国から国内で就職しようとする申請者の中から、事業主が選定した外国人労働者は、政府から雇用許可書と就労ビザ(E-9)の発給を受け勤務することができる。この制度によると、外国人労働者は、1年ごとに事業主と雇用契約を更新し、最大5年以内の雇用を維持することができる。事業主は、外国人労働者を対象に、賃金・労働時間・休日などの雇用条件の労働契約を締結しなければならず、労働条件や労働関係法・社会保険の適用で韓国人労働者と不当な差別をすることができない。雇用許可制は、外国人労働者が一定の期間の間に指定された事業体のみ働くことができるものと規制している。

5) 2008年3月21日法律第8937号に制定されたもので、内容を簡単に紹介すると、次の通りである。

(第2条) この法律で使用する「多文化家族」とは、大韓民国の国民と婚姻したことがあるか婚姻関係にある在韓外国人と「国籍法」によって大韓民国国籍を取得した家族を言う

(第3条) 国と地方自治体は多文化家族が安定した家庭生活を営むことができるように、必要な制度と条件を造成し、そのための施策を樹立・施行しなければならない

(第5条) 国家と地方自治体は多文化家族の社会的差別と偏見を防止し、社会のメンバーが文化的多様性を認識し、尊重することができるよう、多文化理解教育と広報など必要な措置をする必要がある

(第6条) 結婚移民者などが大韓民国で生活するために必要な基本的な情報を提供し、社会適応教育と職業教育訓練と言語コミュニケーション能力向上のための韓国語教育などを受けられるように必要な支援をすることができる

(第10条) 国家と地方自治体は、児童保育・教育を実施するに当たり、多文化家族の子供を差別してはならない

(第11条) 結婚移民者などの意思疎通の難しさを解消し、サービスアクセスを向上するために、多言語によるサービスの提供が行われるように努力しなければならない

(第16条) 国と地方自治体は多文化家族支援事業を行う団体や個人に必要な費用

韓国多文化家庭に関する考察

- の全部又は一部を補助したり、その業務遂行に必要な行政的支援をすることができる
- 6) 韓国人が忌避する仕事で、3D (Danger, Dirty, Difficulty) を意味する。
 - 7) 児童が享受する基本的な権利を盛り込んだ条約である。1989年11月20日、国際連合総会で採択され、1990年9月2日に発効された。韓国は1991年に批准し、2016年基準で、全世界196カ国が批准している。
 - 8) 北朝鮮から脱出した「脱北者」という用語の代わりに「新しい基盤での生活を始める人」という固有語で、2005年から使用され始めた。脱北者の否定的なイメージを払拭し、肯定・未来志向のイメージを高める単語。
 - 9) 結婚移民者で、出入国管理法施行令上、国民の配偶者、国籍法第4条の規定により帰化許可を受けた者（外国人のうち韓国人との婚姻に国籍を取得した者）が受けることができる。試験言語は中国語、ベトナム語、モンゴル語などである。評価基準は以下の通りである。

等級	等級基準
1 級	- 「地域社会通・翻訳支援士」として最高の評価 - 通・翻訳大学院入学前のステップのレベル - 日常生活、法律、医療・保健分野で準専門的な通訳・翻訳が可能
2 級	- 多文化関連の教育機関や職能教育機関（コンピュータ、運転など）での教育進行の通訳が可能 - 法律、医療・保健分野や公共機関で結婚移民者の苦情レベルの通訳が可能 - 移民対象の相談時の通訳が可能
3 級	- 日常生活でのコミュニケーションの問題を解決するための通訳が可能 - 結婚移民者と多文化家庭の構成員の基本的な苦情を解決するための通訳・翻訳が可能 （病院、住民センター、出入国管理事務所などでの通訳）

（韓国外大多文化教育院のホームページ参照）

- 10) 全国の道、市、郡、区に所在するセンターは、次のようなサービスを提供しているが、多文化家庭の子女の教育と二重言語の教育に重点を置いている。
 - 朝鮮語教育
 - 通訳・翻訳（支援内容：ベトナム語、中国語、英語、タガログ語、モンゴル語、タイ語、ロシア語、インドネシア語、カンボジア語、日本語、ネパール語などのセンター別で1～4の言語に通訳・翻訳サービス。利用対象は多文化家族、多文化家族を直・間接的に支援する個人または機関）
 - 相談や事例管理
 - 結婚移民者対象の社会適応教育、就業教育の支援
 - 家族の教育
 - 多文化家族の子供の言語発達（支援内容：多文化家族の子供の言語発達のため、言語発達程度の評価、言語教育、親の相談や教育方法のご案内などのサービス。利用対象は、12歳未満の多文化家族）

- 訪問教育（子供の生活）
- 多文化家族の二重言語の環境づくり（支援内容：家庭内の二重言語の使用のため、認識改善の教育と親・子供の相互作用（遊び、童話・童謡などの活用方法）、コーチングサービスなどを提供。利用対象は、乳・幼児の子供がいる多文化家族）